

令和5年杉並区教育委員会規則（令和5年12月13日公布）

規則番号	題名
42	杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
43	杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
44	杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
45	杉並区立学校施設使用料条例施行規則の一部を改正する規則
46	杉並区立杉並第十小学校温水プールの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月13日

杉並区教育委員会

教育長 白石高士

## 杉並区教育委員会規則第42号

杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年杉並区教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「100分の107.5」を「100分の117.5」に、「100分の127.5」を「100分の132.5」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の57.5」に、「100分の62.5」を「100分の65」に改める。

### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。
- 3 改正後の規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の規定に基づいて支給された勤勉手当は、改正後の規則の規定による勤勉手当の内払とみなす。

杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月13日

杉並区教育委員会

教育長 白石高士

## 杉並区教育委員会規則第43号

### 杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則（平成19年杉並区教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「100分の107.5」を「100分の117.5」に、「100分の127.5」を「100分の132.5」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の57.5」に、「100分の62.5」を「100分の65」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。
- 3 改正後の規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の規定に基づいて支給された勤勉手当は、改正後の規則の規定による勤勉手当の内払とみなす。

杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月13日

杉並区教育委員会

教育長 白石高士

杉並区教育委員会規則第44号

杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則（平成19年杉並区教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

職務の級	定 額
1 級	11,700円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1号給 8,992円、 2号給 9,064円、 3号給 9,135円、 4号給 9,207円、 5号給 9,284円、 6号給 9,366円、 7号給 9,449円、 8号給 9,537円、 9号給 9,625円、 10号給 9,718円、 11号給 9,817円、 12号給 9,922円、 13号給10,026円、 14号給10,131円、 15号給10,241円、 16号給10,351円、 17号給10,466円、 18号給10,593円、 19号給10,719円、 20号給10,846円、 21号給10,972円、 22号給11,027円、 23号給11,088円、 24号給11,148円、 25号給11,209円、 26号給11,275円、 27号給11,341円、 28号給11,407円、 29号給11,473円、 30号給11,533円、 31号給11,594円、 32号給11,654円
2 級	14,400円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1号給10,686円、 2号給10,796円、 3号給10,906円、 4号給11,016円、 5号給11,126円、 6号給11,242円、 7号給11,352円、 8号給11,462円、 9号給11,572円、 10号給11,676円、 11号給11,781円、 12号給11,885円、 13号給11,990円、 14号給12,094円、 15号給12,199円、 16号給12,303円、 17号給12,413円、 18号給12,529円、 19号給12,644円、 20号給12,760円、 21号給12,870円、 22号給12,985円、 23号給13,095円、 24号給13,205円、 25号給13,310円、 26号給13,420円、 27号給13,524円、 28号給13,629円、 29号給13,733円、 30号給13,838円、 31号給13,948円、 32号給14,052円、 33号給14,157円、 34号給14,267円、 35号給14,371円
3 級	14,900円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1号給13,882円、 2号給14,003円、 3号給14,118円、 4号給14,228円、 5号給14,338円、 6号給14,454円、 7号給14,564円、 8号給14,679円、

	9号給14,789円
4級	15,300円。ただし、次の号給の職員にあっては、次の額とする。 1号給15,108円、2号給15,224円
5級	15,800円

別表第2（第3条関係）

職務の級	定 額
1級	8,000円。ただし、次の号給の職員にあっては、次の額とする。 1号給 7,357円、2号給 7,416円、3号給 7,474円、4号給7,533円、 5号給7,596円、6号給 7,663円、7号給 7,731円、8号給 7,803円、 9号給7,875円、10号給7,951円
2級	10,700円。ただし、次の号給の職員にあっては、次の額とする。 1号給 8,743円、2号給 8,833円、3号給 8,923円、4号給 9,013円、 5号給 9,103円、6号給 9,198円、7号給 9,288円、8号給 9,378円、 9号給 9,468円、10号給 9,553円、11号給 9,639円、12号給 9,724円、 13号給 9,810円、14号給 9,895円、15号給 9,981円、16号給10,066円、 17号給10,156円、18号給10,251円、19号給10,345円、20号給10,440円、 21号給10,530円、22号給10,624円
3級	11,100円
4級	11,400円
5級	11,700円

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 改正後の規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の規定に基づいて支給された給料の調整額は、改正後の規則の規定による給料の調整額の内払とみなす。

杉並区立学校施設使用料条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月13日

杉並区教育委員会

教育長 白石高士

## 杉並区教育委員会規則第45号

杉並区立学校施設使用料条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区立学校施設使用料条例施行規則（昭和39年杉並区教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「後納」を「徴収時期の特例」に改め、同条中「規定により使用料を後納させることができる特別の事由」を「これにより難しい場合」に改め、同条第1号を次のように改める。

（1） 使用許可の前に、学校施設を使用しようとするものがあらかじめ使用料を納付し、前条の学校施設使用券の交付を受けたとき。

第5条第2号中「前号」を「前2号」に、「杉並区教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

（2） 杉並区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、学校施設の使用許可を受けたものが当該学校施設を使用するときまでに使用料を納付することを認めたとき。

附 則

この規則は、令和6年1月5日から施行する。

杉並区立杉並第十小学校温水プールの管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月13日

杉並区教育委員会

教育長 白石高士

## 杉並区教育委員会規則第46号

杉並区立杉並第十小学校温水プールの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

杉並区立杉並第十小学校温水プールの管理運営に関する規則（昭和61年杉並区教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第6条及び第7条を次のように改める。

（ICカード）

第6条 条例第2条第3項に規定する教育委員会規則で定めるICカードは、杉並区温水プールICカード（杉並区体育施設等に関する条例施行規則（平成29年杉並区規則第40号）第14号様式）によるものとする。

2 条例第2条第3項の教育委員会規則で定める期間は、次に掲げる日のうち最も遅い日から起算して5年間とする。ただし、機器の更新等によりICカードを使用することができなくなる場合にあつては、委員会が別に定める日までとする。

（1） 条例第2条第3項の規定によりICカードを使用した日

（2） 条例第2条第4項の規定によりICカードに記録された利用可能金額に条例別表第3に定める額を加えた日

（3） 杉並区立体育施設等に関する条例（昭和32年杉並区条例第3号）第7条第2項（同条例第19条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定によりICカードを使用した日

（4） 杉並区立体育施設等に関する条例第7条第3項（同条例第19条第3項において準用する場合を含む。）の規定によりICカードに記録された利用可能金額に同条例別表第5に定める額を加えた日

（利用可能金額の上限）

第7条 条例第2条第4項ただし書の教育委員会規則で定める額は、1万5,000円とする。

第7条の次に次の5条を加える。

（ICカードの交付）

第7条の2 ICカードの交付は、当該ICカードの交付を受けようとする者が条例第2条第4項の規定により条例別表第3の左欄に掲げる金額を納付し、当該ICカードに記録された利用可能金額にそれぞれ同表の右欄に定める額を加えた後

に行うものとする。

( I Cカードの貸与等の制限)

第7条の3 I Cカードの交付を受けた者は、これを他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

( I Cカードの使用の停止等)

第7条の4 委員会は、 I Cカードの交付を受けた者が I Cカードを不正に使用した場合その他委員会が必要と認めた場合は、当該 I Cカードの使用を停止し、若しくは制限し、又は当該 I Cカードの返還を求めることができる。

(利用可能金額の払戻し)

第7条の5 I Cカードに記録された利用可能金額の払戻しは、行わない。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の徴収時期の特例)

第7条の6 条例第3条ただし書のこれにより難い場合は、次のとおりとする。

- (1) 条例第2条第4項の規定により使用料を納付したとき。
- (2) 委員会が、温水プールの使用許可を受けたものが当該温水プールを使用するときまでに使用料を納付することを認めたとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、委員会がやむを得ない理由があると認めるとき。

第11条第3項中「第6号様式」を「第5号様式」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 杉並区立学校施設使用料条例の一部を改正する条例（令和5年杉並区条例第36号）附則第2項の教育委員会規則で定める日は、令和7年9月30日とする。第5号様式を削り、第6号様式を第5号様式とする。

附 則

この規則は、令和6年1月5日から施行する。